

# 岡山県トレイルランニング協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山県トレイルランニング協会（Okayama Trail Running Association）（以下「本会」）という。

## 第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、岡山県におけるトレイルランニングを愛好する者を代表する団体として、トレイルランニングの市民スポーツとしての確立、文化としての創造、健全な普及と発展を図り、もって、人々の心身の健全な発達、活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第3章 事業及び機関

(事業及び機関)

第3条 本会は、前条の目的を遂行するために以下の事業を行う。

- (1) 正しく安全なトレイルランニングの普及と広報活動
- (2) トレイルと周囲の環境や自然を守る活動
- (3) トレイルランニング大会への支援と協力および大会の開催
- (4) 会員相互、クラブ相互の情報共有と連携のサポート
- (5) トレイルやランニングを中心とした文化活動
- (6) 県や市町村のほか関係諸団体との連携
- (7) トレイルランニングを通じた国際交流
- (8) トレイルランニングを通じた地域社会の活性化と健康増進に資する事業
- (9) そのほか本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、本会の機関として総会、理事、常任理事及び監事、理事会、常任理事会を置く。

## 第4章 会員

(本会の構成員)

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員とは本会の目的に賛同し、本会の事業に自ら関わる個人
- (2) 賛助会員とは本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人または団体

2 賛助会員は、議決権を有しないものとする。

3 団体たる会員は、その団体を代表して会員としての権限を行使する者を届け出るものとする。

(入会)

第5条 本会の正会員になろうとする者は、本会の承認を得るものとし2の手續の詳細は別途細則に定める。

2 本会の賛助会員の入会手續は、別途定める。

(年会費)

第6条 会員は、年1回、原則として年会費を支払う義務を負う。年会費の額は別途細則に定める。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出して本会を退会することができる。退会した者は当該年度の年会費の返還を求められない。

- 2 賛助会員が所定の期限までに年会費を支払わなかったときは、当該年会費にかかる年度の前年度終期をもって退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が本会の規約その他の諸規則に違反し、または本会の秩序を乱す行為をしたときは、本会は、理事会の決議をもってその者を除名することができる。この場合、除名された者は当該年度の年会費の返還を求められない。

## 第5章 役員

(役員の権限等)

第9条 正会員の中から本会の理事を選任し、以下の役員を置く。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (2名以内)
- (3) 常任理事 (7名以内)
- (4) 理事 (20名以内)
- (5) 監事 (若干名)

- 2 役員の仕事は、以下のとおりとする。

- (1) 会長 本会の業務を執行するとともに、本会を統括し、代表する。常任理事会および理事会を構成する。
- (2) 副会長 本会の業務を執行するとともに、会長を補佐し、業務を処理する。会長に事故あるときは、その仕事を代行する。常任理事会および理事会を構成する。
- (3) 常任理事 本会の業務を執行するとともに、常任理事会および理事会を構成する。
- (4) 理事 理事会を構成する。
- (5) 監事 会計及び役員の仕事執行を監査する。

(役員を選出)

第10条 理事及び監事は、総会の決議によって定める。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、初年度に限り役員の仕事は1年とする。
- 3 補充又は増員により選任された役員の仕事は、現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または仕事の満了により退任した後も、新たに選任する者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

## 第6章 総会

(総会)

第12条 総会は正会員をもって組織し、次の事項を審議決定する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 事業報告を受け、事業の収支決算を承認
  - (3) 事業計画、予算の承認
  - (4) 規約の制定及び変更
  - (5) 本会の組織、運営管理、その他本会に関する一切の事項。ただし、業務の執行は常任理事会、業務の決定は理事会に委ねる。
- 2 通常総会は、毎年1回、理事会の決定により、会長が招集する。
  - 3 臨時総会は、必要に応じて理事会の決定により、会長が招集する。
  - 4 総会の定足数は、正会員の議決権の総数の3分の1以上（委任状を含む）とする。
  - 5 総会においては、会長が議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順に従って、副会長、その他の理事が議長となる。
  - 6 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、議長が決する。ただし、理事及び監事の解任は、出席正会員の3分の2をもって決する。

## 第7章 常任理事会及び理事会

(常任理事会運営及び権限等)

第12条の2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の業務運営に関する重要事項
  - (2) 本会の業務執行に関する重要事項
  - (3) 理事会に付議する事項
  - (4) その他、理事会の専決事項とされているものを除く、本会の重要事項
- 2 常任理事会は、会長が招集する。
  - 3 常任理事会の定足数は、会長、副会長および常任理事の2分の1以上とする。
  - 4 常任理事会においては、会長が議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順に従って、副会長、その他の常任理事が議長となる。
  - 5 常任理事会の議決は、出席した会長、副会長および常任理事の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、議長が決する。

(理事会運営及び権限等)

第13条 理事会は、常任理事及び理事をもって組織し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会長、副会長及び常任理事の選任及び解任
  - (2) 本規約を施行するための細則、諸規定の制定及び変更
  - (3) 委員会の設置
  - (4) 総会に付議すべき事項の決定
  - (5) 本会の業務の決定
  - (6) 会長、副会長、常任理事及び理事の職務の監督
  - (7) その他総会の議決を要しない会務に関する重要な事項
- 2 理事会は、会長が招集する。

- 3 理事会の定足数は、理事の2分の1以上する。
- 4 理事会においては、会長が議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順に従って、副会長、その他の理事が議長となる。
- 5 理事会の議決は、出席した会長、副会長、常任理事及び理事の過半数をもって決することとし、可否同数の場合は、議長が決する

## 第8章 委員会

(委員会)

- 第14条 本会はトレイルランニングの普及発展に務めるうえで、運営上必要な委員会を置くことができる。ただし委員会には1名以上の常任理事を置かなければならない。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別途細則に定める。

## 第9章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務及び会計に関する業務を遂行するため、事務局を置く。
- 2 会長は、理事のなかから事務局幹事を委嘱する。
  - 3 事務局幹事は、事務局を統括する。
  - 4 事務局には必要に応じて職員を置く。職員は有給とすることができる。

## 第10章 事業年度

(事業年度)

- 第16条 本会の事業年度は、毎年1月1日から翌年の12月31日までとする。

(附則)

- 1 本規約は、平成31年3月21日より施行する。
- 2 本会の事務局は当分の間、以下に置く。  
岡山県倉敷市児島唐琴

## 第11章 規約の変更

(規約の変更)

- 第17条 本規約は、総会の議決により変更することが出来る。
- 2 規約を変更したときは、会長は会報により速やかに全会員に通知しなければならない。

## 第12章 雑則

(細則の制定)

- 第18条 この規約についての細則は、すべて理事会の議決を経て細則に定める。

(附則)

- この規約は2019年3月21日から施行する。  
この改正規約は2022年1月16日から改正施行する。